

石川県公報

令和4年11月1日

第13554号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○県統計調査の実施 (健康推進課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	1	○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○保安林の指定予定 (森林管理課)	3
○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	2	○保安林の指定 (同)	4
		○歳入の収納事務の委託 (監理課)	4
		○公共測量実施公告 (監理課)	5

告 示

石川県告示第415号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
酒井内科クリニック	野々市市三納3丁目109番地1	令和4年10月1日
グリーン野々市薬局	野々市市三納3丁目109番2	令和4年10月3日

石川県告示第416号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
酒井内科クリニック	野々市市三納3丁目109番地1	令和4年10月1日
グリーン野々市薬局	野々市市三納3丁目109番2	令和4年10月3日

石川県告示第417号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
かねとクリニック	小松市今江町7-218	令和4年9月1日

石川県告示第418号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
かねとクリニック	小松市今江町7-218	令和4年9月1日

石川県告示第419号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
丸井 一範(かほく接骨院)	かほく市浜北ニ2番7	令和4年9月30日
平田 和義(平田接骨院)	七尾市馬出町ハ部51の40	令和4年10月15日

石川県告示第420号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
丸井 一範(かほく接骨院)	かほく市浜北ニ2番7	令和4年9月30日
平田 和義(平田接骨院)	七尾市馬出町ハ部51の40	令和4年10月15日

石川県告示第421号

石川県統計調査条例(平成21年石川県条例第15号)第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

- 1 県統計調査の名称
県民健康・栄養調査
- 2 県統計調査の目的

「いしかわ健康フロンティア戦略2018」は、令和5年度が計画の終期となっていることから、本戦略の最終評価及び見直しを行うための基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 県統計調査の対象とする範囲
健康調査：15歳以上の県内在住者

栄養調査：1歳以上の県内在住者

4 県統計調査の報告を求める者

(1) 報告者数

健康調査：約7,000人

栄養調査：約2,000人

(2) 報告者の選定方法

健康調査：住民基本台帳を母集団情報として用い、県内市町ごとの人口に比例して対象世帯を割り当て、市町ごとに無作為抽出により選定する（地域ごとに600世帯、合計3,000世帯）。

栄養調査：健康調査のうち、さらに地域ごとに200世帯、合計1,000世帯を無作為抽出により選出する。

5 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

健康調査：性、年齢、身長、体重、職業、健康に対する意識、身体活動・運動の状況等

栄養調査：食物摂取の状況（食事記録法により1日の食事を調査）及び1日の歩行数

(2) 基準となる期日

令和4年11月1日現在

6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法

(1) 調査方法

郵送調査及び調査員調査

(2) 調査方法の概要

ア 石川県から調査業務を委託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票を配布する。

イ 報告者は、調査票に記入し、石川県へ郵送により提出する。

ウ 調査員は、栄養調査に関して、調査票の収集のほか、督促、疑義照会及び審査を行う。

7 県統計調査の実施期間

令和4年11月1日（火）から同年12月31日（土）まで

石川県告示第422号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

興行の種類	興行名	製作会社・配給会社等名
映画	北斎春画	サクラプロジェクト
〃	ベネデッタ (原題) BENEDETTA	クロックワークス (フランス、ベルギー及びオランダ)
〃	パーフェクト・キス 濡らしてプレイバック	吉行組 (オーピー映画)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和4年11月1日

石川県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

- 1 保安林予定森林の所在場所
河北郡津幡町字坂戸ソ61の1、68、68の1、116
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第424号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

- 1 保安林の所在場所
鳳珠郡穴水町字鹿島参1の1、2の1、9の5、13の1
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第425号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
建設業許可申請等の電子申請に係る手数料の収納事務	大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	株式会社エフレジ	令和5年1月10日から 同年3月31日まで

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量 、 水 準 測 量)	令和4年11月1日から 同年12月23日まで	能美市佐野町、石子町、湯谷町、荒 屋町、下開発町 地内

